標準冷蔵倉庫寄託約款（乙）

（国土交通省告示第三百五十二号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　寄託物の引渡及び受取書の入庫（第三条―第十四条）
第三章　寄託物の保管（第十五条―第十三条）
第四章　寄託物の出庫（第十九条―第二十三条）
第五章　冷蔵物のための温度管理（第二十四条―第三十八条）
第六章　医薬部外品の特別保管（第三十九条―第四十八条）
第七章　保管料、手数料等（第四十九条―第五十三条）
第八章　雑則（第五十四条・第五十五条）

第一章　総則

（寄託物の適用）

第一条　この約款の適用は、当会社が倉庫業を営む寄託、寄託の引受及びこれらに関連する業務について、これを行うことを要する。

2　この約款に規定しない事項については、法令及び慣習による。

（定型約款である旨）

第二条　当会社は、この約款を、営業時間その他営業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当会社のインターネットに公開する。

2　前項の営業時間その他営業日を変更する場合には、あらかじめ寄託者に周知するものとする。

第三条　寄託物の種類その他の性質は、当会社が行った、または、当会社が指定した業者をして、この約款の定めるところにより、これを保管する。

（定義）

第四条　この約款において、当会社とは、倉庫業を営む者をいう。

2　寄託とは、寄託者が寄託物を当会社に対して引渡し、当会社がこれを保管することを約することをいう。

3　寄託者とは、当会社に対して寄託をする者をいう。

4　寄託物とは、寄託者が当会社に寄託する物をいう。

5　入庫とは、寄託物を当会社の倉庫に搬入することをいう。

6　出庫とは、寄託物を当会社の倉庫から搬出することをいう。

7　冷蔵物とは、寄託物のうち、冷蔵を要するものをいう。

8　冷蔵とは、冷蔵物を摂氏十度以下の温度で保管することをいう。

9　冷蔵倉庫とは、冷蔵物を保管するための設備を有する倉庫をいう。

10　入庫証とは、第十条第一項の規定により当会社が寄託者に対して交付する証券をいう。

11　倉荷証券とは、第十条第二項の規定により当会社が寄託者に対して交付する証券をいう。

12　入庫証と倉荷証券とを合わせて、倉荷証券等という。

13　寄託者の代理人、使用人その他の従業者が、当会社の業務に関して寄託者に対してした行為は、当会社に対してされたものとみなす。

14　この約款の規定により当会社が寄託者に対してする通知は、当会社の営業所に掲示することをもって、その通知がなされたものとみなす。

15　この約款の規定により寄託者が当会社に対してする通知は、当会社の営業所に到達したときに、その効力を生ずる。

16　この約款の規定により当会社が寄託者に対してする通知が、寄託者の所在が当会社に知れていないことその他の事由により、通常の方法によっては寄託者に到達しないものであるときは、その通知は、当会社の営業所に掲示されたときから、通常その到達すべきであるのに要する期間を経過したときに、寄託者に到達したものとみなす。

第二章　寄託物の引渡及び受取書の入庫

（寄託引渡の原則）

第五条　当会社は、次の場合を除き、寄託の引受けをしないことができる。

一　当該寄託物の種類が、倉庫業の目的物でないとき。

二　当該寄託物の危険性、腐敗性、容積その他の性質が、他の寄託物に損害を与えるおそれがあるものであるとき。

三　当該寄託物の保管に適する設備（自動化倉庫設備及び管理システムに関するものを含む。）がないとき。

四　当該寄託物の保管に適した倉庫の満杯その他の事由により、当会社の業務の遂行に著しい支障があるとき。

五　当該寄託物の保管に適した倉庫の満杯その他の事由により、当会社が他の倉庫業者に対して寄託物の保管を委託することが困難であるとき。

六　当会社が、この約款の定めるところにより、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

三十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

四十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

五十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

六十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

七十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

八十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

九十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

百十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百二十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百三十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百四十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百五十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百六十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百七十九　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十一　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十二　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十三　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十四　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十五　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十六　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十七　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、寄託物の保管を拒絶することが、この約款の目的に照らして、社会通念上、相当であると認められるとき。

二百八十八　寄託者が、この約款の定めるところにより、当会社に対して、